

令和3年度 第一回弘前市ケアマネジャー研修会資料

弘前市介護予防・日常生活支援総合事業

について

- 1 令和3年度の事業内容変更について
- 2 事業対象者の区分について
- 3 介護予防ケアマネジメントについて
- 4 訪問型サービスについて
- 5 通所型サービスについて
- 6 一般介護予防事業について
- 7 地域リハビリテーション活動支援事業について

令和4年 1月17日
福祉部 介護福祉課
自立・包括支援係

1. 令和3年度の事業内容変更について

①令和3年4月からの変更点

地域型デイサービスにおいて、 要介護1・2の認定を受けた方も利用可能とする。 (新規認定申請時に要支援1・2又は事業対象者であって当該サービスを利用していた者)
通所型サービスCにおいて、施術所における事業の従事者に、 あん摩マッサージ指圧師 を追加
一般介護予防事業のうち、介護予防普及啓発事業として 口腔ケア教室 を新たに実施
一般介護予防事業のうち、地域リハビリテーション活動支援事業として、 地域リハビリテーション研修会 を開催

②令和3年10月からの変更点

事業対象者及び要支援1・2の方が利用可能な 地域型ヘルパーサービス (訪問型サービスB)を新たに実施(10月より 事業実施) 利用者は上記の認定を受けた方であるが、実施団体によっては要介護認定を受けていない65歳以上の方及び要介護認定を受けた方へも提供可能。

2. 事業対象者の区分について

- ①平成31年4月より弘前市では、事業対象者を**要支援者よりも軽度者**と位置づけています。
- ②事業対象者は**訪問介護相当及び通所介護相当サービスは利用不可**としている。(A型、B型、C型)
- ③相当サービスの利用が必要な方は、基本チェックリストではなく**要介護認定申請**が必要。
- ④要支援1・2の更新時に基本チェックリストにより事業対象者となった者を、**事業対象者(更新者)**(以下「更新者」という。)とし、2年間は相当サービスの要支援1のサービスが利用可能。

①サービス利用の可否一覧

		事業対象者	要支援1 / 更新者	要支援2	要介護1~5
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	×	○	○	×
	生活支援サービスⅠ	○	○	○	×
	生活支援サービスⅡ	○	○	○	×
	地域型ヘルパーサービス	○	○	○	△
通所型サービス	通所介護相当サービス	×	○	○	×
	生きがい型デイサービス	○	○	○	×
	地域型デイサービス	○	○	○	要介護2まで
	通所型サービスC	○	○	○	×

3. 介護予防ケアマネジメント

介護保険法の基本理念

介護保険制度の基本理念は「尊厳の保持」と「自立支援」であり、保険給付は要介護状態等の軽減や悪化の防止に資するよう、医療との連携に十分配慮し、総合的かつ効率的に提供されるものです。

また、国民は要介護状態となることを予防するため健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合にも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、能力の維持向上に努めるものと明文化されています。介護保険法の基本理念は「可能な限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう支援すること」です。

介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態となることをできる限り防ぐ又は遅らせる」「要支援・要介護状態となっても状態がそれ以上悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるように支援するもので、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

総合事業においては、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果的に介護予防につながるという視点からも利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要です。

適切なアセスメントを実施し、利用者の状況を踏まえた自立支援に向けた目標を設定、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、更に地域での社会参加の機会を増やし、「役割や生きがいを持って生活する」と思うことができるような目標志向型プランを作成します。

介護予防ケアマネジメントの留意点

介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、自立支援や介護予防のため、総合事業の趣旨やケアマネジメントの結果適当と判断したサービスの内容について、利用者本人やその家族の意向を的確に把握しつつ、専門的な視点からサービス(セルフケアや同居家族の協力、近隣者の見守りや支えなどのインフォーマルサービスや、一般介護予防事業等の介護予防に関する取組を含む)を検討し、自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをケアプランに位置付けていること、それによりどのような効果を期待しているのか等を利用者に丁寧に説明し、その理解・同意を得て、サービスを提供することが重要です。

また、利用者ができないことを補うサービス提供が、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合もあります。利用者本人が「できること」について、利用者と共にこれを発見し向上させ、利用者の主体的な活動や地域社会への参加を高めることを目指した支援を行うことが重要です。

自立支援に向けた関係者間での意識の共有

総合事業では、介護事業所のみならず、NPO や民間企業等多様な事業主体が多様なサービスの実施主体となっています。また、高齢者自身が担い手として活躍することで、生きがいや介護予防にもつながります。このような幅広い関係者が、支援を必要とする高齢者の意識、ケアプラン、設定された目標等を共有していくことが重要です。

サービス提供におけるケアプランは、高齢者が自らのケアプランであると実感できるものでなくてはならず、その目標は達成可能で、しかも本人の意欲を引き出せるよう明確に設定される必要があります。

そのためには、①かつて本人が生きがいや楽しみにしていたこと(しかし今はできなくなったこと)で、②介護予防に一定期間(例:3カ月)取り組むことにより実現可能なこと、そして③それが達成されたかどうかを具体的にモニタリング・評価できる目標とすることが望まれます。

※設定された目標はサービス提供者に共有され、目標の達成に役立つプログラムが実施されなければなりません。

介護予防ケアマネジメントの類型

	ケアマネジメント A (原則的なケアマネジメント)	ケアマネジメント B (緩和したケアマネジメント)	ケアマネジメント C (初回のみ)
ケアマネジメント実施者	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	地域包括支援センター
対応するサービス	訪問介護相当サービス 通所介護相当サービス	生活支援サービス 生きがい型デイサービス 通所型サービス C	地域型デイサービス 地域ヘルパーサービス
アセスメント	○	○	○
サービス担当者会議	○	必要に応じて実施	—
モニタリング実施時期	毎月 (サービスの実施状況等に関する報告を事業者から月1回聴取)	設定した期間の最低半期に1度実施(サービスの実施状況等に関する報告を事業者から月1回聴取)	— (対象者の状況に変化があった場合は、サービス提供者等から連絡できるよう体制を整える必要あり)

介護予防・生活支援サービスの利用に係る留意事項について

訪問(通所)介護相当サービスを利用するか、生活支援サービス(生きがい型デイサービス)を利用するかの判断基準については、アセスメント及びサービス担当者会議において、利用者や家族、サービス事業者は「認知機能や身体機能の低下、精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う方で身体介護が必要かどうか」で、どちらのサービスが週何回必要かを検討し、サービス内容を決定します。

【身体介護とは】

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助サービス
- ②利用者のADL、IADL及びQOLの向上のために利用者と共にを行う自立支援・重度化防止のためのサービス
- ③介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のサービス

例1: 認知機能の低下により掃除用品の使用方法がわからず、指示が理解できない症状が見られる場合に、利用者と一緒に掃除機を使用し掃除をしたり、使用中の見守りを行う場合

例2: 身体機能の低下により、洗髪、洗身を行うことができないため、入浴中に洗髪や洗髪等一部介助や、入浴中の見守りを要する場合

4. 訪問型サービス

生活支援サービスⅠ・Ⅱ（訪問型サービスA）について

- 当市では、平成31年4月より実施しています。
- サービス内容は身体介護を含まない生活援助（身体介護における自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助【自立支援、ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等】を前提とした利用）。
- 報酬単価は、原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用います。

事業内容について

分類	訪問介護相当サービス	生活支援サービスⅠ	生活支援サービスⅡ
サービス内容	身体介助、生活援助	生活援助のみ	生活援助のみ
利用時間	概ね 60 分	45 分から 60 分	20 分以内
利用回数	週 1 回程度、週 2 回程度 週 2 回超え(要支援 2 のみ)	週 1 回程度 週 2 回程度	月 8 回まで 月 16 回まで
利用対象者	更新者、要支援 1・2 の方のうち ケアマネジメントにおいて以下の ようなサービスを必要とする方 「認知機能や身体機能の低下、 精神・知的障害により日常生活に 支障がある症状や行動を伴う方 で身体介護が必要な方」	事業対象者、更新者、要支援 1・2 の方で、左記のような状 態ではなく、生活援助を必要と する方	事業対象者、更新者、要支援 1・2 の方のうち、生活援助を 必要とする方で、1 種類程度 の家事援助や、服薬確認やゴ ミだし支援など、短時間の支 援が必要な方 等

訪問介護相当サービス(生活援助)及び生活支援サービスの留意事項について

訪問介護相当サービス(生活援助)及び生活支援サービスについては、「同居している家族がいる」や「家屋の構造」から一律・機械的に判断するものではなく、家族の援助、地域のインフォーマルサービスでの援助、その他のやむを得ない事情があるかに関して十分なアセスメントを行い、これらが困難な場合で、利用者がその時間にそのサービスを利用する必要性がある範囲(主として本人が使用する居室で、サービスを位置づけた時間にそのサービスを提供する必要がある場合)で、位置付けることができます。

同居している家族はいるが、家族に負担をかけたくない、家事の経験がない、就労などで日中独居となるためだけでは位置付けることはできません。

サービスを提供する場合は、自立支援・重度化防止のため、特別な事情(※1)がない限り、掃除、調理、洗濯等の訪問介護相当サービスの生活援助及び生活支援サービス提供時は、利用者と一緒に実施してください。

【※1 特別な事情とは】

障害や疾病等などのため本人や家族が家事を行うことが困難な場合や、地域資源等を活用できない状況である場合で、ケアマネジャーが単独で判断するのではなく、サービス担当者会議で協議するとともに、検討した内容を記録等に残しておくようにしてください。

また、一度必要性が認められても、利用者の生活環境や身体状況等に変化が生じた場合は、再度アセスメントをして特別な事情に該当するかどうかケアプランの見直しを行ってください。

複数の要介護者(要支援者等)がいる世帯において同一時間帯に訪問型サービスを利用した場合

- 同一世帯で複数の利用者が、同一時間帯に訪問介護を利用する場合、それぞれ標準的な所要時間を見込んで世帯全員のケアプランに位置づけます。
- 生活援助については、要介護者(要支援者)間で適宜所要時間を割り振ります。(たとえば、要介護者と要支援者の世帯において、生活援助を位置づける場合、要介護者のケアプランのみに位置づけて、要支援者ケアプランに位置づけずに算定することは原則できません。逆の場合も同様です。)
- 生活援助の所要時間の割り振りについては、利用者費用負担を考慮したうえで、機械的に所要時間の振り分けを行うのではなく、利用者の状態像、実際の介護量及び所要時間に応じて按分します。(検討の結果、1日単位で所要時間の按分を行うことが妥当と判断した場合、そのプランの判断を妨げるものではありません。)

地域型ヘルパーサービス(訪問型サービスB)について

- 当市では令和3年10月から実施しています。
- 住民主体の団体が、弘前市へ申請・登録し、事業対象者や要支援者へ生活支援サービス及び移動支援サービスを提供するものです。
- 利用対象者は、事業対象者、更新者、要支援1・2の方を対象としますが、実施団体によって提供範囲を広げることとは妨げません。
- 報酬は、実施団体が定めた時間、料金に従い実施団体が利用者より直接費用を徴収します。
- 実施団体によって、提供するサービス、活動時間、活動地域、利用料金が異なります。

5. 通所型サービス

生きがい型デイサービス(通所型サービス A)について

- 当市では平成31年4月より実施しています。
- サービス内容は、運動(体操等)、レクリエーション、送迎、健康チェック、相談援助、食事等の中から事業者がサービスを設定します。(入浴・食事・レクに要する費用は実費)
- 報酬単価は、原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用います。

事業内容について

分類	通所介護相当サービス	生きがい型デイサービス
サービス内容	運動器回復、入浴、食事、レク、趣味創作活動に加え、入浴介助、食事介助、排泄介助あり	生活指導、日常生活動作訓練、レク、趣味創作活動、健康チェック、送迎、給食 ※入浴介助や食事介助、排泄介助はなし
利用時間	通所介護と概ね同一時間	2時間以上
利用回数	週1回程度、週2回程度	週1回程度、週2回程度
利用対象者	更新者、要支援 1・2 のうち、ケアマネジメントで以下のようなサービスが必要な方 ①認知機能や身体機能の低下、精神・知的障害により日常生活に支障がある症状や行動を伴う方で、身体介護を必要とする方	事業対象者、要支援 1・2、更新者で、左記のような状態ではなく、生活機能の低下があり、外出や交流の機会が必要な方


地域型デイサービス(通所型サービス B)について


- 当市では平成31年4月から実施しています。
- 弘前市の居場所指定を受けている住民主体の居場所において、介護予防に資する活動を行い、事業対象者や要支援者及び要介護者の参加が認められた場合、参加者数に応じて報奨金を交付。
- 利用対象者は、事業対象者、要支援者、要介護1又は2(認定を受けた際に当該サービスを利用していた者)


通所型サービス Cについて

- 平成29年4月より実施しています。
- 弘前市の指定を受けた事業者及び施術所において、弘前市で作成した「運動器の機能向上プログラム」を実施します。
- 利用対象者は、事業対象者、更新者、要支援1又は2の方。
- 1回の利用で、12回まで(1クール3ヵ月以内)を利用可能。最長2クール(6ヵ月間)まで利用可能。年度が替われば再度利用可能。


6. 一般介護予防事業について

	パワーリハビリ運動教室
事業内容	<p>デイサービスや通所リハビリ事業所等の空いている日や時間を利用して、パワーリハビリテーションマシン(活動力を高める運動を行うマシン)によるトレーニングを実施。</p> 
利用対象者	65歳以上の方
利用料	無料
実施場所	介護サービス事業所(デイサービス等)


	高齢者ふれあいの居場所づくり
事業内容	<p>公民館や地域の集会所、自宅等を活用し、各世代との交流や介護予防に関する活動(体操教室、脳トレ、茶話会等)を行う、住民が運営する集いの場。</p> 
利用対象者	65歳以上の方
利用料	無料
実施場所	地域の公民館や集会所、自宅など

	口腔ケア教室
事業内容	健康寿命延伸のキーワードである栄養に着目した口腔ケアに関する教室。自宅のできる口腔ケアや介護予防に関する取組を紹介。 
利用対象者	65歳以上の方
利用料	無料
実施場所	各圏域の公民館や集会所など

	高齢者健康トレーニング教室
事業内容	①普段使っていない筋肉を動かすためのパワーリハビリテーションマシンを使ったマシントレーニングを実施。  ②踏み台昇降運動と筋力トレーニングマシンを交互に行うサーキットトレーニングを実施。 
利用対象者	65歳以上の方
利用料	無料
実施場所	①ヒロロ、ロマンピア相馬 ②温水プール石川

	筋力向上トレーニング教室
事業内容	週1回、各圏域の集会所や公民館を利用し、通所Cと同じ運動器の機能向上プログラムを使用し、トレーニング教室を実施。 
利用対象者	65歳以上の方
利用料	無料
実施場所	各圏域の集会所や公民館など

7. 地域リハビリテーション活動支援事業について

	地域リハビリテーション研修会
事業内容	リハビリテーション専門職の活動の紹介や、自宅で行える介護予防に関する取組を紹介する研修会。 
利用対象者	介護サービス事業者、居場所登録団体等
利用料	無料
実施場所	市民会館